**精神障害者割引制度の導入について**

**１　導入日**

　　令和７年４月１日（割引の乗車券類は令和７年４月１日から発売となります。）

**２　対象者**

　　精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳」という）を所持している方で、旅客鉄道株式会社運

　賃減額欄に第１種または第２種の記載のあるもの及び写真の貼付があるものです。

　　※第１種は手帳１級、第２種は手帳２級及び３級となります。

**３　精神障害者割引制度の概要**

　　　①手帳を所持している方と介護者の方は、同一区間の乗車券類を購入することとなります。

　　　②割引となる介護者の方は１名です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 対象となる乗車券類 | 割引率 |
| 第１種精神障害者の方と介護者の方 | ・普通乗車券・回数乗車券・普通急行券・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。） | ５割 |
| 12歳未満の第２種精神障害者の方と介護者の方 | ・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。） | ５割 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 対象となる乗車券類 | 割引率 |
| 第１種精神障害者の方第２種精神障害者の方 | ・片道の営業距離が１００キロを超える普通乗車券 | ５割 |

**４　留意事項**

　　（１）既に手帳をお持ちの方は、市町村役場で旅客鉄道株式会社運賃減額欄と第1種または

　　　　第２種の記載を追記していただく必要がありますので、希望する方はお住まいの市町村

　　　　役場精神障害者保健福祉手帳担当窓口に御相談願います。

　　（２）手帳への区分明記や手続きに関する問い合わせは、鉄道会社等では対応できませんの

　　　　で、お住まいの市町村精神障害者保健福祉手帳担当窓口に問い合わせ願います。

　　（３）有効期限の切れた手帳で割引の乗車券類を購入することはできません。

　　（４）手帳に旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種または第２種の記載が無いもの及び写真

　　　　が貼付されていない場合は割引の乗車券類を購入できません。

**５　問合せ先**

　　　　野辺地町役場　介護・福祉課窓口　　☎０１７５－６４－２１１１